

# この条例で 何が変わるの？



## ～大口町のまちづくりについて、みんなで夢を描き・語り合おう～

### 地域懇談会 (第17条)

毎年、大口町の将来像や、まちづくりの方針についてテーマを設け、小学校区ごとに、みんなで懇談できる場をつくれます。



## ～みんなの意見や提案を町政に届けよう～

### まちづくり提案会議 (第12条)

この町がもっと元気になれるような“考え”や“アイデア”があれば、ぜひご提案ください。提案内容を実現できるかできないか、みなさんと一緒に考えます。

※特定の要望や苦情・相談等は対象になりません。



#### 〈提案の方法〉

「まちづくり提案書」に「提案企画書(提案理由や内容等を記載してください)」と「提案者名簿(提案するには、この名簿に5名以上の連署が必要です)」を添えて、役場地域振興課に提出してください。

※詳しい提案方法は、町ホームページをご覧ください。役場地域振興課までお問い合わせください。

#### 〈会議の開催と結果の公表〉

- 会議の構成: 提案者(5名以内)と役場職員
- 会議の期間: 90日間(この間に必要な話し合いを行い、提案内容を今後どうしていくか決定します。)
- 結果の公表: 会議が終了したら、その結果を検討経過とともに公表します。

### 政策検討会議・意見公募手続

大きな事業を行うとき、重要な条例や計画をつくるときは、案の段階で地域のみなさんに公表し、意見や提案を募り、事業などの決定に反映させます。

#### 政策検討会議 (第13条)

- ▼ ①開催日・場所の公表
- ▼ ②政策検討会議の開催(意見等の収集)
- ▼ ③意見等の反映
- ▼ ④結果の公表

#### 意見公募手続 (第14条)

- ▼ ①案の公表
- ▼ ②書面等で意見や提案を募集
- ▼ ③意見等の反映
- ▼ ④結果の公表

## ～町が進めているまちづくりの情報を共有しましょう～

### 出前対話 (第16条)

町事業などについて、皆さんからの説明要望があれば、直接役場職員がお伺いして、事業内容などの説明や意見交換を行います。

※特定の要望や苦情・相談等は対象になりません。



#### 〈申込の方法〉

「出前対話申込書」に希望するテーマ、日時、場所等を記載し、希望日の20日前までに役場地域振興課に申し込んでください。(当日5人以上の出席が必要です。)

※詳しい申込方法は、町ホームページをご覧ください。役場地域振興課までお問い合わせください。

## ～みんなの意思を直接示しましょう～

### 住民投票 (第18条～第27条)

大口町の将来に影響を及ぼすような重大な事項の賛否について、直接意思表示をすることができます。

#### 〈住民投票の流れ〉

#### ①住民投票の実施請求代表者証明書の交付を申請します

- ・住民投票を請求しようとする人は、請求しようとする内容を記した書面を添えて、「住民投票実施請求代表者証明書」の交付申請を行います。

#### ②署名活動を行います

- ・証明書が交付されたら、1ヵ月間、代表者が中心になって署名活動を行います。

#### ③住民投票の請求

- ・町は、署名簿の審査をします。
- 投票資格者数の10分の1以上の正当な署名であれば、代表者は、町長に住民投票の請求を行います。

#### ④住民投票の実施

- ・住民投票が実施されます。投票は○×による「二択方式」。選挙のときと同じように、投票所で投票用紙に記入して投票箱に入れます。

#### ●住民投票の結果

- ・町長と町議会は、住民投票の実施結果を尊重して、投票対象となった重要案件の対応を図ります。

※投票率が50%に満たないとき、開票は行いません。  
※詳しい請求方法は、町ホームページをご覧ください。役場地域振興課までお問い合わせください。

